

平成 20 年 10 月 10 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木一丁目 10 番 6 号
ニューシティ・レジデンス投資法人
代表者名
執行役員 新井 潤
(コード番号: 8965)

資産運用会社名
シービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社
代表者名
代表取締役社長 新井 潤
問合せ先
取締役執行役員兼財務経理本部長 岩崎 和行
TEL. 03-6229-3860(代表)

本投資法人及び本資産運用会社に対する業務改善命令に関するお知らせ

ニューシティ・レジデンス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が平成 20 年 10 月 9 日開催の役員会決議に基づき同日付で東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行ったことを受けまして、同日、本投資法人は、関東財務局長より、下記のとおり、投資信託及び投資法人に関する法律第 214 条第 1 項に基づく業務改善命令を受けました。また、同日、本投資法人の資産運用会社であるシービーアールイー・レジデンシャル・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、金融庁長官より、下記のとおり、金融商品取引法第 51 条に基づく業務改善命令を受けました。

記

1. 本投資法人に対する業務改善命令の内容

- ① 本投資法人の財産保全を図るとともに、当該財産を不当に費消する行為を行わないこと。
- ② 本投資法人の投資主に対する適切な説明など、投資主保護の観点から万全の措置を講ずること。
- ③ ①及び②の措置を取り、その状況を平成 20 年 10 月 24 日までに書面で東京財務事務所に提出すること。

2. 本資産運用会社に対する業務改善命令の内容

- ① 本投資法人及び本資産運用会社の財産保全を図るとともに、これらの財産を不当に費消する行為を行わないこと。
- ② 本投資法人の投資主に対する適切な説明など、投資主保護の観点から万全の措置を講ずること。
- ③ ①及び②に関する業務改善計画を平成 20 年 10 月 24 日までに書面で金融庁に提出し、直ちに実行すること。

本投資法人及び本資産運用会社は、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、ご指摘を受けました点につき、真摯に対応するとともに、投資主様、お取引先様その他関係する皆様の保護を図るため、全力で本投資法人の再生に努めてまいります。

以 上

※本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス <http://www.ncrinv.co.jp>